

# インサイド INSIDE

今年4月、税理士法が大幅に改正され、「税務訴訟において補佐人となる権利」、いわゆる出廷陳述権が税理士に認められた。新たな職域・権限が注目される一方で、「果たしてどれだけの税理士が出廷陳述権を使いこなせるのか」といった疑問の声も出ている。こうしたなか、東京地裁において争われていた税務訴訟で、税理士が補佐人となり全面的に勝訴した。税理士が法廷で活躍していくうえでのハードルは少なくないが、こうした「成功例」は、新しいフィールドを目指す税理士にとっては追い風となりそうだ。

今回の税理士法改正で税理士に付与された出廷陳述権は、弁護士と一緒にという制約付きながら、裁判所からの許可を必要とせず法廷で陳述できるもの。税務が複雑化し、税にかかわる訴訟が増加するなか、税理士のまさに専門家としての見識が求められ、生かされる場が用意されたわけだ。

法改正を受け、弁護士とタッグを組んで法廷の場に立つ税理士も出てきている。こうしたなか、東京地裁において争われていた贈与課税に関する税務訴訟で、税理士が補佐人となった原告側が完全勝訴した。

この裁判は、かなり以前に父親から実質的に贈与されていた土地について、母親の登記名義となっていたものを移転登記した際、税務署から母親からの贈与だとして贈与税と無申告加算税を課された原告A氏が、実際には土地の贈与の事実がないのに課税処分されたのは違法として訴えていたもの。

A氏の父親は昭和23年、問題の土地を買い受けたが、種々の事情から登記名義人は妻にしていた。A氏は昭和41年から57年ごろにかけて、すでにこの土地を実質的な所有者である父親から贈与されていた。だが、平成9年に名義人を母親から自分へ移転登記した。それを受けて税務署がこの時期に贈与があったと認定、A氏が平成9年分の贈与税を申告しなかったため、無申告加算税も賦課した。

A氏は税務署の処分を不服として、異議申立を経て国税不服審判

所に審査請求を行った。だが棄却され、平成12年から同法廷で争われた。この裁判では、財産の帰属について、あくまで登記名義人とするのか、それとも実態で考えるべきなのかが論点となった。

同地裁では、A氏が昭和41年にすでに同土地に自宅を建てている点などから、平成9年の時点で母

の場まで終始一貫して展開した。税理士が補佐人として出廷する意義について寺西氏は、「法廷内は一般の人たちから見て非常に閉ざされた世界。納税者や企業に身近な税理士がどんどん法廷に参加することで、よりオープンで分かりやすいものになる。この点からも出廷陳述権を積極的に活用する必要がある」としている。このように、法廷で活躍する税

大学院と提携するなどして会員向けに出廷陳述権についての研修を開くなどの啓発を図るが、「実を結ぶまではそれなりの時間がかかる」(税理士会役員)というのが現状だ。

知識や経験以外にも障壁は少ない。税理士会支部が主催したある研修会では、「現役税務署訟務官が講師となり、行政訴訟で勝つことの難しさや訴訟の煩わしさをわざわざ「オフレコ」で強調していた」(若手税理士)というように、税理士が補佐人となることを抑制し

ようという動きもある。「税務行政側にしてみれば、税務が専門でない弁護士相手ならそれほど怖くないが、そこに税法精通者である税理士が付くことはかなりの脅威となる」(都内の弁護士)。

今回の裁判の結果は、ある意味でこうした「思惑」が正しかったことを裏付けるものとなったわけで、法廷における補佐人税理士の役割や重要性もクローズアップされた。法改正から半年、「使い道」が疑問視されたこともある税理士の出廷陳述権。着実に根付いていくのか、これからが本番といえる。

## 「補佐人税理士」が勝訴

### 国税 "精通者参入"に危機感

親からA氏に対する贈与の事実はないと判断。税務署の処分を違法として取り消した。このほど国税側が控訴を断念し、同判決は確定している。

この裁判で補佐人となった寺西雅行税理士(大阪・大阪市、写真)は、法改正以前から、裁判所から特別に許可された認定補佐



▲法廷では汚いお金やドロドロとした人間模様があからさまになる

税理士も徐々にではあるが出てきている。だが一方で、先行きへの懸念もある。これまで、訴訟関係の法律や税務に携わったことのある税理士はそれほど多くない。税理士試験にもこうした科目はなく、訴訟に関しては素人同然という税理士がほとんど。税理士会では、

「思惑」が正しかったことを裏付けるものとなったわけで、法廷における補佐人税理士の役割や重要性もクローズアップされた。法改正から半年、「使い道」が疑問視されたこともある税理士の出廷陳述権。着実に根付いていくのか、これからが本番といえる。

税務訴訟が様変わり

人として法廷活動に携わってきたが、「税理士法改正以後で、判決文書において補佐人として税理士が明記された勝訴判決は全国で初めてかもしれない」という。

今回の裁判で寺西氏は、「財産の帰属を税務署サイドできちんと確認すべき」といった税理士サイドからの主張を異議申立から法廷

美容室の経営を始めて、十数年が経つが、いまなお後悔しているのが自分のお店を持って7年目に脱税で摘発されたことだ。しきりに反省したことから執行猶予付きの判決だったが、町内では村八分にされお客は激減、2年間の閉店を余儀なくされた。

私は母親一人の手で育てられたため、家はとても貧しかった。おいしい物をいっぱい食べて、きれいな洋服を着て、大きな家に住んで…。そんな欲望を満たすためには、とにかく手に職を付けることが一番だと私は考えた。そして、選んだのが美容師の道。

家にはおカネがないため、東京で美容室を経営する叔母の元に住み込みで働きながら勉強を始めたのが18歳。母も私が美容室を開くことを応援してくれ、25歳で独立することができた。

がむしやりに働いて、お店が繁盛し始めたのは開店4年目辺りからだ。都市開発が進み、店の裏手に大規模団地が建設されて顧客が一挙にアップ。積極的に女性雑誌にヘアアドバイザーとして登場することで、世間ではカリスマ美容師と呼ばれるようになった。名前が売れると、大手結婚式場からお抱え美容師としての業務提携も実現。美容室のチェーン展開を行うため、

会社を設立して都心の一等地にも進出した。毎月、数百万円の売上報告が各支店から届くようになり、税務署で公示される高額納税者番付に私の名前も載るようになった。

そんなとき、頭をよぎったのが幼いころの貧しい生活。あんな暮らしには戻りたくないと思うと同時に、お店の収益の50%近くを占める税金に腹立たしさを覚えた。私は知らず知らずのうちに脱税に走っていた。カットや着付けなど、材料を使用しない売上

を帳簿から除外する。毛染め料金のように基本料金に上乗せできる料金も売上げから除外した。もちろん、つじつまを合わせるために材料費も除外。人件費については、見習いの子を正社員扱いにして、しかも歩合給まで採用した形をとり水増しを図った。

多額の経費を作るために店舗の改装を行って、工務店にリポートを払って工事費のかさ上げに協力してもらったこともあった。アノ

### 築いた富を守りたかった

手コノ手で脱税を繰り返していたわけだが、やっぱりそれを税務署が見逃すわけがない。

最初は礼儀正しかった税務署の調査官は、3日目から人が変わったように怖い形相で帳簿上の矛盾点を突いてきた。私が脱税で貯め込んだウラ金の在りかを隠し通したため、調査開始から約1カ月後、裁判所の令状を持った国税局査察部から強制調査を受けることになる。ちょうどその日は、私が店を持って7年目の記念日だった。

梅 脱税した 私はどうして

# 調剤薬局の経営と会計

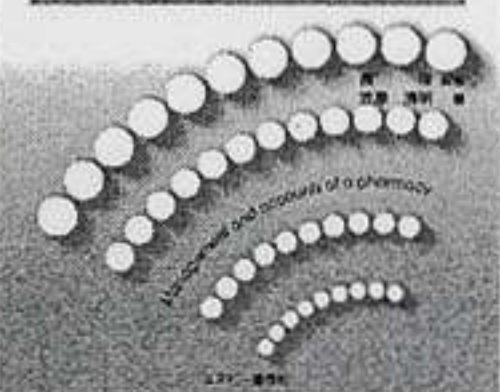
好評発売中 長 笠原 隆 監修 清明 著 A5判/並製 192頁 定価:2,400円(税別)

「かかりつけ薬局」の時代が到来。この1冊で、調剤薬局の経営とお金の流れが分かる。薬局経営者、医業コンサルタント、会計事務所必携!!

目次

第1編	第1章	調剤薬局とは
	第2章	調剤薬局の市場
第2編	第1章	薬局の会計の特色
	第2章	売上と売上原価
	第3章	薬局の開設にかかる設備投資と諸費用
	第4章	人件費にかかる会計と税務
	第5章	店舗運営にかかる諸経費
	第6章	薬局における消費税実務

# 調剤薬局の経営と会計



全国の有名書店でお求め下さい。書店にない場合は直接小社へお申し込み下さい

エヌピー通信社出版部 〒171-8558 東京都豊島区南池袋3-8-4 TEL. 03-3971-0111 FAX. 03-3988-7109 http://www.np-net.co.jp